



大野市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日から効力が生じるものとする。

平成27年10月14日

大野市長 岡田高夫



次の区域を<sup>もりやま</sup>森山22字<sup>いちみち</sup>市道に編入する。

大字	字	地番
西山	33字 木本道	23の1、23の2、24、25、26の1、26の2、27、28